

議案第 1 1 0 号

石岡市都市公園条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市都市公園条例の一部を改正する条例を制定することについて，地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 2 日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

都市公園における行為に対する使用料の見直しに伴い，条例中の別表を改正するため。

石岡市都市公園条例の一部を改正する条例

石岡市都市公園条例（平成17年石岡市条例第154号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第15条関係）

第3条第1項各号に掲げる行為をする場合

行為の内容	単位	金額（円）
第3条第1項第1号に掲げる行為 （物品の販売募金等）	1 m ² （日）	25
第3条第1項第2号に掲げる行為 （業として写真の撮影）	1 日（写真機 1 台につき）	690
第3条第1項第2号に掲げる行為 （業として映画の撮影）	1 日	13,810
第3条第1項第3号に掲げる行為 （興業）	1 m ² （日）	25
第3条第1項第4号に掲げる行為 （競技会，展示会，博覧会等）	1 m ² （日）	25

附 則

この条例は，令和8年4月1日から施行する。